



中国人民銀行、外貨管理局 新型オフショア国際貿易の発展を支持することに関する通知

2021年12月24日、中国人民銀行、外貨管理局は「**新型オフショア国際貿易の発展を支持することに関する通知**」(銀発[2021]329号、以下「本通知」をいう)を公表しました。2022年1月24日より施行されます。主要内容は次の通りです。

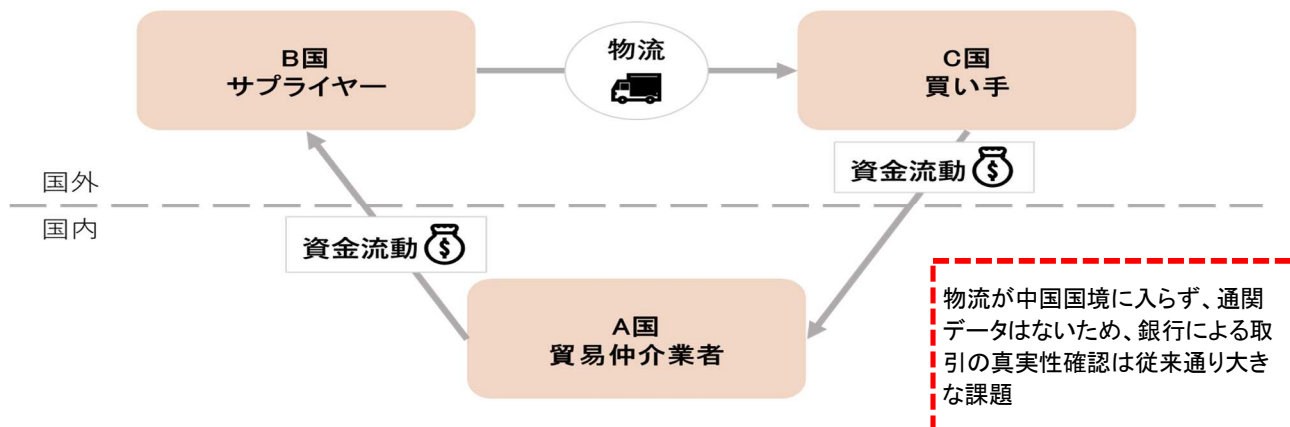
【ポイント】

- **オフショア国際貿易の種類を拡大する。**従前出来なかった**グローバル調達(含むサービス)、オフショア委託加工**等の新型オフショア国際貿易スキームは実施可能になる。
- 経常項目の**集中決済**および**ネットイング業務の対象可能な取引範囲に、オフショア転売取引**を新規追加。
- 銀行は「**形式より実質を重視する**」要求に基づき、**展業原則を実施の上、審査エビデンスを自主決定可能**。
- 実体経済の革新と発展に必要な新たなオフショア国際貿易業務を支援し、関連する**クロスボーダー資金決済の外貨・人民元一本化管理**の実現を目指す。

1. 政策の背景

中国において2012年から三国間貿易(以下「オフショア転売」をいう、中国語は「离岸转手买卖」。スキーム図は図1参照)が正式に当局に認められた以降、物流(貨物)の実態が見えない取引の特徴から、クロスボーダーの不正資金移動リスクが存在していました。特に2014年頃には虚偽のオフショア転売、不正融資詐欺事件が頻発したことから、2015年以降当局の監督管理が強化され、多額の罰金が科された事案も多く報道されました。その結果、銀行はオフショア転売業務がリスクの高い業務と認識し、当該業務における送入金の取り扱いについて、銀行側で慎重かつ厳格な運用ルールが導入され、真実性のある正常なオフショア転売の実施にも影響が出ました。

【図1 オフショア転売イメージ図】



直近では中国国内経済の鈍化に伴い、中国と海外の国際貿易の拡大・活性化は、「内循環と外循環の両立」を狙う中国政府にとって、より重要な課題となり、一層重要視されています。一方で、オフショア転売に対する厳格な運用ルールは時代の流れに相応しくなく、特に金融改革の最前線に立っている上海臨港、海南自由貿易港、大湾区等でさえすべての国際貿易企業のニーズに応えられないことから、オフショア転売業務をはじめとするクロスボーダー決済諸規制の更なる規制緩和・利便化に関する機運は高まっていました。

直近では、人民元為替レートや外貨準備高の安定推移など外部要因もあり、中国からの資本流出リスクが相応に抑えられている状況にあります。斯かる背景のもと、人民銀行と外貨管理総局が本通知を公布し、新型オフショア国際貿易という新たな概念をリリースするとともに、今まで厳しい制限をかけたオフショア転売向けの規制緩和策を打ち出しました。さらに、従来のオフショア転売に加え、グローバル調達(含むサービス)、オフショア委託加工など幾つか新しいオフショア貿易スキームも実施可能となります。それをきっかけに、中国発のオフショア国際貿易ビジネスは今後一層増えていくと予想されます。

【図2 オフショア転売の規制変化の沿革(一部抜粋)】

時期	内容	特徴
2012年	■ 貨物貿易の外貨規制改革開始、三国間貿易が正式に認められた(匯発[2012]38号)	三国間貿易開始
2013年	■ クロスボーダー人民元取引の簡素化により、虚偽の三国間貿易が頻発 ■ 三国間貿易の真実性審査が強化された	規制強化
2014年	■ 不正融資詐欺事案(青島港事件)の発生 ■ 外貨管理局により全国における虚偽の三国間貿易金額が100億ドルと発表 ■ 国際収支申告に三国間貿易を「オフショア転売」と定義	不正事案発生 定義明確化
2015年	■ 人民元オフショア転売取引の審査強化	規制強化
2016年	■ オフショア転売取引に対し、全量エビデンス審査の強化、「同一銀行、同一拠点、同一通貨」の要求を明文化、且つ貨物貿易企業分類のB類企業における取引の一時中止(匯発[2016]7号) ■ 貨物貿易収支に電子エビデンスを使用することが可能。オフショア転売取引は例外(匯発[2016]25号)	規制強化
2017年	■ 人民元オフショア転売取引の一時中止	規制強化
2019年	■ 貨物貿易企業分類のA類企業のオフショア転売による取引収入は審査待ち口座に入金要否は自主決定可能(匯発[2019]28号)	一部規制緩和
2020年	■ オフショア転売について、「同一銀行、同一拠点、同一通貨」の要求を「同一銀行、同一通貨」に改定し、銀行が真実性・合法性を確認した前提の下、「特殊オフショア転売」業務を取り扱える(匯発[2020]14号)	一部規制緩和
2021年	■ オフショア転売をはじめとする新型オフショア国際貿易の展開を本格的に奨励する(銀発[2021]329号)(本件)	全面的な規制緩和

2. 本通知の主な内容(一部抜粋)

① 業務内容の定義	
主な内容	<p>➢ 新型オフショア国際貿易とは、中国居住者と非居住者の間で発生し、取引の対象となる商品は、中国第一線の国境を出入りせず、或いは税関統計に含まれていない取引である。オフショア転売、グローバル調達、オフショア加工委託、請負プロジェクト海外購買等を含むが、これらに限らず。</p>

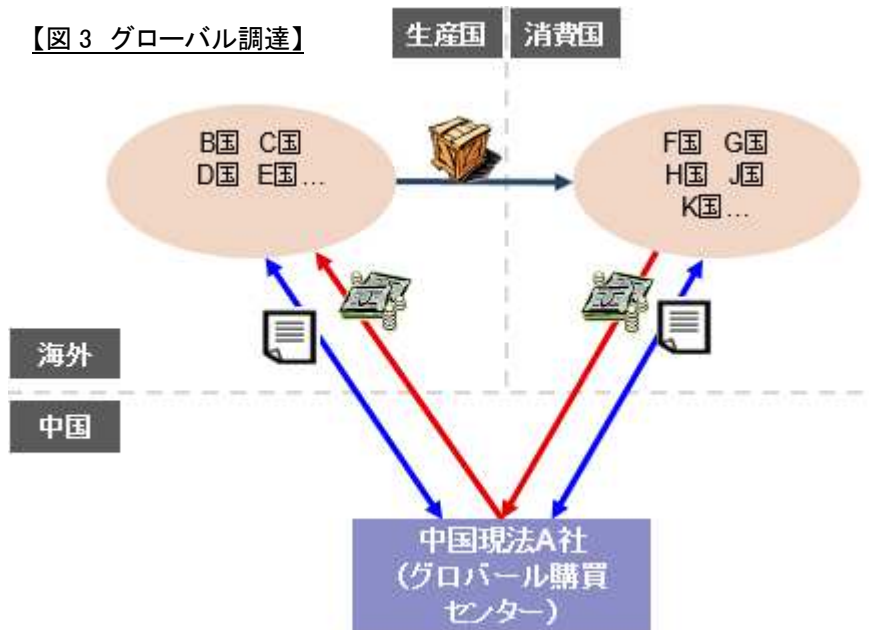
<p>コメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 従来のオフショア転売(三国間貿易)に加え、本通達に列挙された各オフショア貿易スキームが本通知にて適用され、実施可能となります。 ➢ また、「これらに限らず」は、上述以外のオフショア貿易スキームも本通知にて適用・実施できる可能性が示唆され、貿易形態の多様化を奨励する当局意図も多少窺えます。 ➢ 企業はビジネスの観点から、新たなオフショア貿易スキーム構築により、新しいビジネスモデルを立ち上げることができると、新たな収益源創出にも繋がると推察されます。
--------------------	---

以下は本通達より列挙された一部新しい決済スキームのイメージ図です。下記スキーム図は弊行が関連通達及び外部報道に基づき整理するものであり、実行可否について各地域当局及び取り扱い銀行にご確認ください。

【ご説明】

- ✓ 中国現法Aは世界中の任意の国から貨物或いはサービスを購入して、海外エンドユーザーに直接輸送するスキーム。貨物などは中国に出入りせず。
- ✓ 本スキームの利用者は通常グローバル購買センターと想定。グローバルの購入・販売・物流・資金流をグローバル購買センター企業に集約され、管理の統一化・高度化・利益調整しやすさ等のメリットが考えられる。

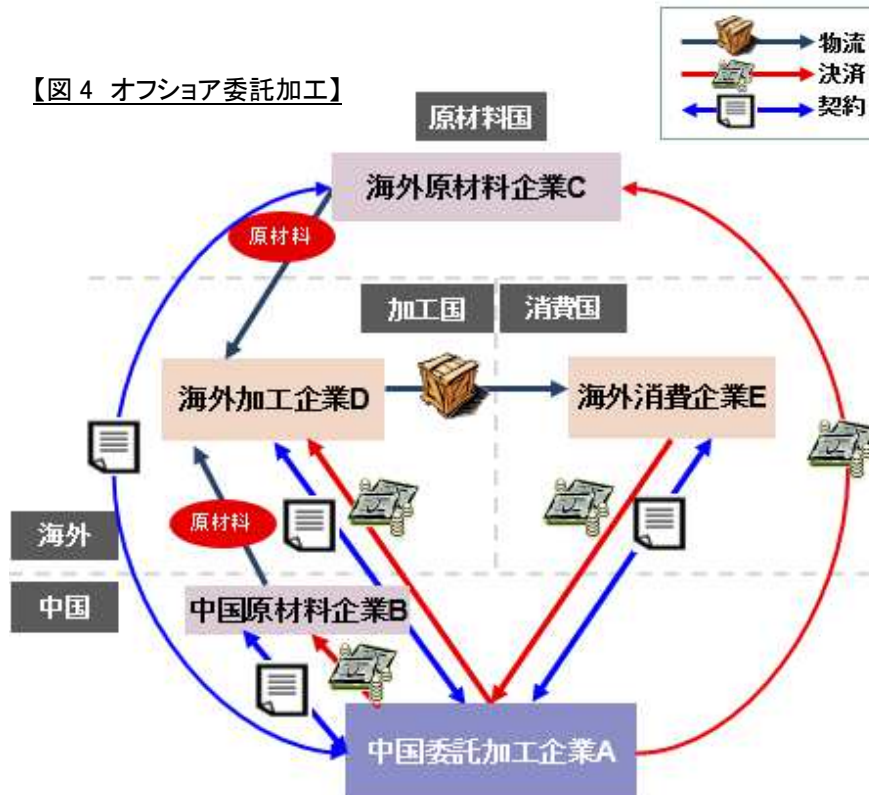
【図3 グローバル調達】



【ご説明】

- ✓ 中国委託加工企業Aは中国原材料企業B或いは海外原材料企業Cから原材料を購入して、海外加工企業Dに輸送し加工してもらい、完成品を海外加工企業Dから直接海外消費企業Eに輸送するスキーム。
- ✓ 本スキームの利用者は通常国際加工貿易会社と想定。国内外原材料サプライヤー、海外顧客リソースを持っている会社にとっては適切なスキーム。グローバルから高品質・低価な原材料を購入して、製造・加工コストが比較的に低い国(東南アジア等 RCEP 加盟国)に委託加工して、完成品に高付加価値をつけて販売することが考えられる。

【図4 オフショア委託加工】



② 銀行審査の原則	
主な内容	<p>➤ 銀行は、<u>新型オフショア国際貿易クロスボーダー資金決済業務</u>を行う際に、「<u>形式より実質を重視する</u>」との要求を徹底し、「<u>顧客を理解する</u>」、「<u>業務を理解する</u>」、「<u>デューデリジェンス</u>」の<u>展業原則を実施した上</u>、以下の規定に従って、<u>審査エビデンスを自主的に決定が可能</u>。</p> <p>(一)取引は<u>真実、合法に基づくものとし、且つ商業合理性と論理性</u>を備え持つものとする。</p> <p>(二)合理的な審査の結果、<u>投機的な鞘取引、資金の不正移転、銀行融資の詐欺など、新型オフショア国際貿易の虚偽的な活用の疑いがある等の異常が検出されていないこと</u>。</p>
コメント	<p>➤ どこまでエビデンスを簡素化できるかは銀行に委ねられることから、当局は銀行に対し、<u>柔軟的にオフショア国際貿易をサポートするように求める</u>意思が窺えます。以前のような厳格な審査を回避できる可能性があります。</p> <p>➤ 一方、取引の真実性、合理性、論理性をどう説明できるは企業側が留意すべきところです。</p>

③ 集中決済とネットینگ業務においてオフショア転売取引も実施可能に	
主な内容	<p>➤ <u>内部統制が完備</u>されており、オフショア転売取引の<u>実質的なニーズを持つ多国籍企業</u>は、「<u>多国籍企業のクロスボーダー資金集中運用管理規定</u>」(匯発[2019]7号)に規定された条件とルールに従い、<u>オフショア転売が含まれる経常項目の集中決済およびネットینگ業務を申請可能になる</u>。</p>
コメント	<p>➤ 今まで禁止されたオフショア転売の集中決済およびネットینگ業務が実施可能となり、多国籍企業のクロスボーダー決済効率化や財務管理の更なる高度化に資すると期待されます。</p>

④ 特殊オフショア転売が実施可能に	
主な内容	<p>➤ 同一オフショア転売取引は、原則として、同一の銀行で且つ同一の通貨(外貨または人民元)で決済すべき。</p> <p>➤ 上記規定に従って処理できないオフショア転売取引は、<u>銀行がその真実性と合法性を確認のうえ、直接取り扱うことが可能</u>。当局報告システム上は「特殊オフショア転売」と注記すればよい。銀行が取扱日から5営業日以内に銀行所在地の外貨管理局に事後報告する。</p>
コメント	<p>➤ 銀行におけるオフショア転売の審査がより<u>柔軟に対応できる可能性が出てきます</u>。</p> <p>➤ オフショア貿易決済原則を満たせなくても、銀行にて取引の真実性及び合法性など確認できれば、実施できる可能性も生み出されることから、弾力運用も期待されます。</p>

3. 企業への影響

- ✓ 従来のオフショア転売(三国間貿易)に加え、より多くのオフショア貿易スキームが今後活用できるようになるため、企業は新たなオフショア貿易スキーム構築により、新しいビジネス収益を生み出す可能性が生じます。

2022年1月14日

- ✓ 特に2022年1月1日以降のRCEP(地域的な包括的経済連携協定)の発効を踏まえ、RCEP加盟国間の国際貿易が今後一層活発化すると想定されるなか、**中国現法が本件の規制緩和を活用してうまくRCEP関連の新商流に参入**できると、海外への展開拡大による中国事業の規模も一層拡大されると期待されます。
- ✓ 海外で流通されている貨物に対する売買や域外での直接利用は中国金融当局に認められることから、中国まで運んで中国で通関する必要がなくなり、貨物貿易に係る**物流コストや輸出入関税負担の軽減**が期待できます。
- ✓ 一方、**海外の物流情報の事実確認は相変わらず難題**であり、如何に業務の真実性と合理性を確認できるかは**銀行と企業の協働が不可欠**です。オフショア国際貿易を展望する際に、やはり企業側の**内部管理制度の高度化**が求められています。

引き続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。 以上

※本通知原文の参照外部リンク：<http://www.safe.gov.cn/safe/2021/1224/20380.html>

- ☞ 本資料は、参考のみを目的として、MUFG バンク(中国)有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。
- ☞ 本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。
- ☞ 本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連企業のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。
- ☞ 本資料に含まれる情報は、MUFG バンク(中国)有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したのになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連企業並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。
- ☞ 過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。
- ☞ 当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再公布することが禁止されます。当行(含む本店、支店)又は関連企業は、当該複製又は再公布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。
- ☞ 受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

MUFG バンク(中国)有限公司 リサーチ&アドバイザリー部 中国ビジネスソリューション室

(商 号) MUFG バンク(中国)有限公司

(住 所) 上海市浦東新区海陽西路 399 号前灘時代広場 17-20 階

(登記番号) 中国銀行保険監督管理委員会上海監管局 B0288H23100001